

ファンルーツパーク 芦花公園 施設利用細則

第1条（登録料、コート利用料、施設利用料およびその他料金等）

ファンルーツパーク 芦花公園（以下本施設といいます）の会員規約第7条の登録料、会員規約第10条のコート利用料、施設利用料およびその他の料金等は別の料金は別に定めるものとします。

第2条（営業時間等）

本施設の営業時間および利用時間は、別に定めるものとします。

第3条（コートの利用）

コートの利用時間は、原則として1時間単位といたします。

2 会員は、利用時間が終了しましたら、速やかにコートを空けなければならないものとします。万一、利用時間を超過した場合は、超過時間の長短に係わらず、1時間分のコート利用料を申し受けます。

第4条（禁止事項）

本施設は、次に掲げる事項を禁止いたします。

- (1) コート内での飲食および喫煙等
- (2) コート内でのスパイク使用
- (3) 防球ネットを越えるようなパスやシュート
- (4) フットサル以外でのコート利用
- (5) コート外でのボール使用
- (6) 本施設の許可を得ない営利目的でのコート利用
- (7) 周辺住宅等に迷惑となる行為（ボールを蹴り込む、大声を出す等）
- (8) 施設内での飲酒
- (9) 施設近隣での駐車場以外の場所への駐車・路上駐車（近隣で利用可能な駐車場とその利用については、別途施設およびウェブサイトにて案内するものとします）

第5条（消費税等）

本施設に係わる登録料、コート利用料、施設利用料およびその他の料金に係わる消費税および地方消費税はすべて内税方式とします。

第6条（細則の改定および効力）

会社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、会社経営上の都合、その他やむを得ない事由により、会員登録条件、利用条件等を変更する必要があるときは、随時本規則を改定することができ、その効力は全ての会員におよぶものとします。会員は、細則の改定に対して異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求ができないものとします。

付則

本細則は、平成25年11月1日より発効します。